平成２８年（フ）第２３８号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地46棟404号
債務者　とんかつ道場岩出こと　**徳**田　敦男
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２４３号
大阪府泉佐野市新安松２丁目５番18号、前住所大阪府堺市南区原山台１丁５番１―501号
債務者　梶　　千鶴（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２５０号
大阪府和泉市鶴山台２丁目１番１―907号
債務者　立木　友樹
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２５１号
大阪府泉南郡熊取町新野田２丁目21番４号
債務者　宮迫導知江
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２６８号
大阪府岸和田市尾生町2645番地
債務者　仲野　泰博
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２７０号
大阪府和泉市松尾寺町1468番地、前住所大阪府岸和田市天神山町１丁目３番10―507号
債務者　佐野　　剛
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２７５号
大阪府岸和田市藤井町２丁目20番29号
債務者　柿花　綾子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２７８号
大阪府貝塚市森892　医療法人桐葉会　木島病院内、住民票上の住所大阪府岸和田市加守町２丁目１番23―208号
債務者　鈴木　　歩
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第７１号
北海道旭川市川端町３条６丁目３番13号左
債務者　島田　正隆
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３９号
北海道旭川市東光２条２丁目３番24号　エスポワール22　201号室
債務者　飯沼　千春
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８７号
岡山県備前市西片上404番地１
債務者　浦上　桃代
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２６号
岡山市東区大多羅町145番地５シャーロットタウンＡ201、住民票上の住所岡山市東区大多羅町145番地５
債務者　福吉あかね（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５号
大分県杵築市山香町大字広瀬137番地
債務者　**宇**都宮春奈
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午後１時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２８年（フ）第２１１０号
大阪市西区新町１丁目２番８―1102号
債務者　**望**月　政寿
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２０３号
大阪市西区立売堀３丁目６番21―304号
債務者　**吉**村　宗千
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２４３号
大阪市浪速区日本橋５丁目７番12―708号
債務者　田中　　武
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部